

日本乳幼児精神保健学会 FOUR WINDS 会則

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本会は、日本乳幼児精神保健学会FOUR WINDS と称し、会の事務局を横浜市都筑区茅ヶ崎中央24-10クレストセンター南401 (企) エコ・アド内に置く。

(目的)

第2条 本会は、日本において、乳幼児と家族の心の健康と福祉の向上に役立つ乳幼児精神保健の理論と実践を研究し推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業・活動を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 乳幼児精神保健の理論に精通し、高い実践力を持つ人々の養成のための事業
- (3) 学会誌、その他の刊行物の発行
- (4) 内外の関連団体との連携
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第4条

- (1) 本会の会員は、正会員と賛助会員とする。
- (2) 正会員は乳幼児精神保健の臨床に従事する者、あるいは本会の目的に賛同する個人とする。
- (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業に財政的援助を与える個人、法人または団体である。
- (4) 入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会員1名の推薦状と当該年度会費を添えて申し込み、常任幹事会の承認を得なければならない。
- (5) 退会は、書面をもって会の事務局に届けなければならない。
- (6) 会費の納入が2年以上滞った場合は、自動的に退会したこととみなす。
- (7) 本学会の名誉を傷つけた場合、幹事会の決定を持って除名することができる。

(会費)

第5条

- (1) 年会費は、正会員7,000円、賛助会員20,000円とする。
- (2) 納入会費は、返還を求めるとはできない。

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会の円滑な運営のために以下の役員を置くこととする。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 常任幹事長 | 1名 |
| (4) 常任幹事 | 若干名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |

(顧問)

第7条 会長の相談に応じ、意見を述べるため、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、若干名とする。
- (2) 顧問は、常任幹事会で推薦し、会長が依頼する。
- (3) 顧問の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。
- (4) 顧問は、会費を納入することを要しない。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は以下の方法による。

- (1) 会長、副会長は幹事会が推薦し、総会に報告し、総会で承認を得る。
- (2) 幹事は正会員で、幹事会の承認を得たものとする。
- (3) 常任幹事は、幹事の中から互選によって指名される。
- (4) 監事は常任幹事会が推薦する正会員で、幹事会の承認を得たものとする。
- (5) 幹事は監事を兼ねることはできない。
- (6) 事務局長は、幹事会において正会員より選出する。

(役員の役割)

第9条 本会役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は幹事会を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、何らかの事由により会長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 常任幹事は会長、副会長とともに常任幹事会を組織し、本会の運営に関する事項を審議し幹事会にかける。
- (4) 幹事は幹事会を組織し、運営に関する事項および重要事項を審議し、決議し、総会に提案する。
- (5) 監事は会務および会計を審査する。
- (6) 事務局長は、事務局の運営を管理する。

(役員任期)

第10条

- (1) 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 役員任期は、総会後の次年度4月から始まる。
- (3) 1年に一度も連絡がない場合、役員資格を停止する。

(事務局)

第11条 事務局は幹事会が選任し、委託契約を結ぶ。

第4章 会議等

(総会)

第12条

- (1) 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。
- (2) 総会は、正会員によって構成される。
- (3) 本会の運営に関する重要事項は総会で承認を得て決定する。
- (4) 総会で議決すべきことは次の事項である。
 - 1、会長、副会長の承認
 - 2、決算、予算の承認
 - 3、会則の制定と変更
 - 4、その他、幹事会が必要と認めた事項
- (5) 会長は、毎年1回以上、総会を開催する。

(学術集会)

第13条

- (1) 年1回以上学術集会を開催する。
- (2) 開催地は立候補あるいは会長推薦により決定する。
- (3) 開催地においては、大会実行委員長を置き、実行委員会を組織し、会を運営する。

(幹事会)

第14条

- (1) 幹事会の開催は年1回以上とし、会長が召集する。
- (2) 幹事会は全幹事の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 幹事会での審議事項は、出席幹事の3分の2の賛同をもって決定する。

(各種委員会)

第15条

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事業を行うための、各種委員会を設置する。
- (2) 各種委員会委員長と委員は、幹事会において選出される。
- (3) 委員長は、必要に応じて委員会を召集し委員会を開催する。
- (4) 委員会は、それぞれの計画、活動等について、幹事会に報告する。

第5章 会計

(会計)

第16条

- (1) 本会の運営に必要な経費は、会費、事業に伴う収入によって賄う。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (3) 会計担当幹事は、会計年度終了後、幹事会の承認を得て、総会に提出しなければならない。
- (4) 本会は必要があるときは、総会の議決により特別会計を設けることができる。

(会計監査)

第17条 会計は、年1回以上会計監査を受ける。

第6章 解散

(解散)

第18条 本会は、幹事の全員の賛同を持って解散することができる。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 本会則は幹事会において出席者の過半数の賛同を得て、さらに総会において出席者の過半数の賛同を得て変更することができる。

(附則)

- (1) 本会則は、2015年11月1日より施行する。
- (2) 本会則施行の日をもって、2006年11月4日施行の会則は廃止する。

(1997年4月1日 制定)

(2006年11月4日 改定)

(2009年11月23日 改正)

(2010年10月31日 改正)

(2012年11月24日 改正)

(2013年11月3日 改正)

(2015年11月1日 改定)

(2017年4月1日 改定)